

道を継ぐ者達への遺言：金春安住の書写活動

小林, 健二

(出版者 / Publisher)

野上記念法政大学能楽研究所共同利用・共同研究拠点「能楽の国際・学際的研究拠点」 / The Nogami Memorial Noh Theatre Research Institute of Hosei University

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

金春家文書の世界：文書が語る金春家の歩み（能楽研究叢書；7）

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

151

(終了ページ / End Page)

167

(発行年 / Year)

2017-03

道を継ぐ者達への遺言

— 金春安住の書写活動

小林 健 二

一、金春安住の生涯

金春安住は江戸後期における金春流の分家、八左衛門家の当主である。まずはその素性と経歴を、安住が自身の幼少から隠居するまでを記した『安住行状大概』でたどってみよう。

安住は、宝暦十一年（一七六一）八月十五日に奈良の高天市町で生まれた。父の重三郎は浪人ながら金春七郎氏綱の信任が厚く、明和の頃には吉川の株を与えられて御家人となり、以後南都に常住して大夫家と八左衛門家を取り仕切った人物であった。安住は、四歳までは幸太郎と称したが、金春大夫隆庸の幼名が式太郎であるのを憚って恒次郎と改名する。安住という諱は、十三・四歳の頃、書の師匠であった春日社の梅木半之丞安道（後に安国）より安の字を譲られたものという。生まれつき身体が弱く体格も普通以下で、元服したのは尾張家のお抱が決った安永七年（一七七八）三月、正年十八歳の時であり、これ以後、表向きは実際の年齢より一歳若く通していた。

芸においては器用の評判をとり、明和五年（一七六八）七歳の冬に南都後日の能で『藤永』の子方を勤め、明和六年（一七六九）二月新能における『経政』が初シテで、明和九年（一七七二）二月の新能で『車僧』を勤め、三月に

は仙洞御所御能に出勤する。安永三年（一七七四）八月の大倉六藏催しの大坂勸進能には三番の能に出演するなど、少年期より活躍を見せている。

安住にとって大きな転機となったのは、安永七年に金春大夫隆庸と金春八左衛門元鄰の姉婿である土州家役者の石井平三郎の悴金春半次郎として、尾張家のお抱え役者となったことである。寛政五年（一七九三）に半三郎と改名し、同七年に三十五歳で八左衛門家を相続、享和二年には本家の後見役となった。寛政十一年（一七九九）に三十九歳で妻を迎えたが男子に恵まれず、文化七年（一八一〇）に川勝家から為三郎を養子に迎え、文政元年（一八一八）には金春安種の子半之助を養子としている。文政五年（一八二二）八月に六十二歳で大坂勸進能を興行し、文政十年（一八二七）六十七歳で為三郎に家督を譲って隠居、文政十三年（一八三〇）五月七日に七十歳で病死している。

右のごとく、安住は能の家に生まれたのではないが、縁あって金春家の分家である八左衛門家の当主となり、また本家大夫の後見ともなつて流儀を支えた、江戸後期の金春家にとって功労のあつた人物といえよう。

二、『安住行状之大概』に見られる流儀への貢献

安住が流儀のために後継者問題で奔走した記事が『安住行状之大概』にいくつも見られる。例えば、天明四年（一七八四）閏正月廿二日に八左衛門元鄰が死去した際に、本家大夫の八郎隆庸は、元鄰の実子金藏がまだ幼少であつたので、合力米がこれまでのように給付されないのではないかと危ぶみ、すでに法体となつて医学に携わつていた隆庸の弟の中川季観（友之助）を、本人の意思に反して還俗させ八左衛門家を継がせようとした。その時、安住は懇意にしていた尾張藩御用人筆頭の沢井三左衛門より、隆庸の後見があれば金藏が継いでも差し支えない旨の内意を得て、流内において金藏の相続を調整したことが『安住行状之大概』に事細かに記されている。安住がまだ二十四歳の時で

ある。

また、享和二年（一八〇二）八月廿三日に本家の金春八郎安親が死去した際には、流内で善後策を練ることとなった様子が、次のように記される。

廿五日、座中、并、弟子中打寄せ、急養子及内談。此砌々、座中初、弟子中二も、我等を真柱にして、不依何事、及相談。かゝる大事二候時節故、覚悟ノ、順義決定を無遠慮申述ル也。

右のように、安住を真柱として対策がはかられ、金春家の分家である川勝来太郎隆敬に男子が沢山いるので、隆敬の従兄弟である観世大夫織部（清親）を仲介として、その次男である八十吉（当時九歳）を「養子之人、十八歳迄は、拙者後見二而、御用万端相勤可申」と、安住が後見をするという条件で、本家の養子にもらうこととなった顛末が記される。

これら安住が関与した本家・庶家の相続問題について記すとき、手柄話として成功を誇るのではなく、いかに家をこれまで通りに維持・継承するか、また、そのため公儀やその他に対してどのような方策をたて、配慮すべきかを説いている。

この他、尾張家をはじめ貴顕の愛顧や、諸侯への出入りを詳細に記すが、それらは単なる自慢話ではなく、自流の拡大や経済的な安定の礎となり、さらに先規となつて、流儀の存続基盤に結びつける政治的な配慮による記述なのである。

安住が尾州家御手役者として習得した事務処理能力の獲得については、『安住行状之大概』安永七年六月廿六日条に、次のように記される。

扱亦、此節、我等首尾能、御前向始、御重役・御広間方・御同朋衆・御坊主衆迄、一統人愛を蒙り、彼是、取持

被呉候内ニも、御坊主組頭、津坂宗古と申仁、元鄰主とは酒友ト云、活達同氣相求友として善く、夫ニ付、我等事も、猶子之如く世話すべきとて、万事、無残所、引廻シ被呉、大夫取扱事ニ付、能・囃子之節、触出し、又、御手役者向諸願・達事等、取扱万端、真実ニ教示ノ、成程、嚴敷師範、其頃は、尚更拙キ手跡、字儀さへろくくハ相分り不申候得共、他向江之手紙・進達之願書、達書ニ至迄、決而代筆ニ而は承知なく、願紙面も、善悪共ニ、我等了簡を・片言交リニ案文相認メ見セ候ハねバ、加筆等不被呉、成程、其砌、迷惑ニも存、人前ニ而茂無遠慮叱られ候事も多、又、讚られ候事も有之、怖敷様ニ存候が、全、此人之教示ニ而、取扱事ハ、至而早昇進致し、後々ハ、文言者じや、才覚者じやと、御右筆衆も沙汰被申候而、願書・達事之通り宜敷候事、全、此人之蔭也。

右のように、津坂宗古という坊主組頭に諸般にわたって教授を得たことが記されるが、もとより安住の誠実さや真摯な態度が宗古の熱心な指導を生んだのであろう。

三、安住筆の記録と文書……『安住行状之大概』『御用留』『歌舞後考録』

安住は、金春流史の上でもひときわ筆まめであった。能楽研究所に寄贈された般若窟文庫には、安住筆の多くの記録や文書が残されており、自家の八左衛門家や金春宗家はもとより当時の能界を知る上で一流の資料となっている。その中に一紙を四つ折りしたものを重ねて紙縫りで綴じた横本の体裁を持った、いかにも書付風の一連の文書群がある。それらを略解題をほどこして紹介しながら安住の書写活動を見ていこう。

『安住行状之大概』『御用留』『歌舞後考録』

まず取り上げなければならないのが、『安住行状之大概』と『御用留』『歌舞後考録』であるが、これらは既に紹介

されているので、簡単に触れることにしよう。

▽12—19 安住行状之大概 一冊

寸法、一二・〇×一八・〇糎。紙数、約三〇〇丁の大冊。一面の行数は十六行前後、字詰めは一行十五字前後。外題、表紙に「安住行状之大概 下案」と墨書される。安住が幼年より文政十年五月朔日に隠居するまでにわたって、自身の一代記を詳細に記録したもの。外題に「下案」とあるものの丹念に書写されており、浄書本と思われる。

▽12—20 御用留 一冊

寸法、一二・三×一七・四糎。紙数、九十五丁。外題、表紙に「従天明二壬寅年／至天明四甲辰歳」と墨書される。内題、「天明二壬寅年御用留」。安住の二十一歳から二十三歳にかけて半次郎を名乗っていた時代の御用、すなわち尾張藩におけるお役者としての出勤記録や稽古の記録、また尾張藩の能役者のまとめ役として記録しておくべき事を日次に一つ書きの体裁で詳細に記したもの。

▽12—21 A 歌舞後考録 一冊

寸法、一四・〇×二〇・五糎。紙数、九十四丁（挟紙三紙）。外題、表紙に「歌舞後考録 第拾一冊」と墨書。外題左脇に「従文政四十二月／至文政六年十月」と墨書される。安住四十歳から四十二歳にかけての出勤記録、その際の要用等の詳細な備忘録。「第拾一冊」とあり、他にも多数記録したもの的一部と思われる。

▽12—21 B 歌舞後考録 一冊

寸法、一四・〇×二〇・五糎。紙数、三十八丁。外題、表紙に「歌舞後考録」、その左脇に「従文政十一年子十二月「但、霜月御祭礼略記有」／至」と墨書。すなわち、四十七歳から四十八歳の出演記録であるが未完。（注……「」内は割り注）

以上であるが、『安住行状之大概』は、『日本庶民文化史料集成 第三巻 能』（昭和五十三年、三一書房）に、伊藤正義氏によつて翻刻され、通読の便がはかられていた。『御用留』『歌舞後考録』も、近年、能楽資料叢書2『金春安住集』『歌舞後考録』『御用留』（平成二十七年、法政大学能楽研究所）に翻刻され、広く利用できるようになった。詳しくはそれらの解説を参照いただきたい。

さて、『歌舞後考録』に「第拾一冊」とあり、『御用留』には「従天明二壬寅年、至天明四甲辰歳」と記されることから、両書とも元は大部な記録集であり、その一部が残存していると推測されたが、はたして金春宗家より連れの二点の資料が見つかった。

▽『御用留』「従安永七戊戌三月、至安永十辛丑年」一冊（八十二丁）。安住が十七歳から二十歳までの記録。

▽『歌舞後考録』第四一冊「従文化三年五月、至文化六年五月」一冊（八十一丁）。安住が四十六歳から四十九歳までの記録。

従つて、現在は『御用留』が二冊、『歌舞後考録』は三冊が認められることになるが、今後とも連れの冊子が出現する可能性はある。

【『安住行状之大概』と他資料の関係】

さて、『安住行状之大概』は、『御用留』『歌舞後考録』など安住が事有るごとに記し留めてきた諸記録を総動員して綴られたところの、別記書留類の総目録であり、それらが有効に機能するための解説であると言える。

例えば、文政五年（一八二二）に六十二歳で興行した安住にとっての一大イベントであった大坂勧進能に関しては、『安住行状之大概』において、文政三年に一代能発起の願書を觀世へ提出したところから逐次記されており、その過程をたどることができる。しかし、八月二十三日から二十八日までの勧進能興行に関しては実施されたことが書かれ

ているだけなのである。幸いなことに『歌舞後考録』に該当する期間が入っており、四十八丁から六十丁まで十三丁にわたって詳しい番組が記載されていて、その内容を知ることができる。

また、天明二年（一七八二）正月に行われた名古屋での御祝儀能に関して『安住行状之大概』では、

天明二寅年、正月十二日、名古屋表へ出立ス。是は、昨年、大納言御昇進、并、若子様御誕生二付、御兼帯にて、於御国表、三ヶ日御祝儀之御能有之故也。同二月朔日、初日之翁、高砂被仰付。二日目、実盛。三日目、竜田、無滞相勤ム。

と、簡潔に祝儀能が行われたことを記すだけだが、これも、幸いに『御用留』に記事が載るのでひもといてみると、祝儀能の作法や三日間の番組などが四丁裏から七丁裏の三丁にわたって詳細に記されており、当時の祝儀能の実態や作法が詳細に知られるのである。

つまり、『安住行状之大概』は、自己の記録を再構成した日録風自伝といえるが、『御用留』『歌舞後考録』など原記録（別記・書留類）のインデックスともなっており、それらを重ねて見ることによって、江戸後期の役者を取りまく外の世界が能とどのように関わっていたか、また役者が能とどう向き合っていたかを知ることができる、江戸能楽史研究上において極めて有用な資料であると認められるのである。

四、般若窟文庫に所蔵されるその他の安住文書

般若窟文庫には他にも同体裁の安住筆資料が蔵されるので、ここからはそれらの書誌と内容を簡単に紹介して、安住の書写活動をたどってみよう。

寸法、一四・〇×一九・四糎。紙数、二十丁（墨付き、十二丁）。一面の行数、二十行。外題、表紙左に「私記一」と墨書。内題、扉表の左に「哥舞闇夜私記 第一」と墨書。扉裏に「本文私記ハ書留置もアリ、間時ニ思ひ寄もアリテ、年月万端前後混乱也。文言も亦拙き事のみ。命あらば次第を立て、句揃をも直して、子孫の心得の端ともなさんと、草書やら忘却の備へやらに時々書染メ置也」と記され、さらに丁をかえて「序曰（云）この巻の趣、題号のことく、闇夜を行に、同じき不明の愚意を述る所也。是則、分明の一燈を付か為なり。古語に智者も千慮に一失あり。愚者も千慮に一得ありと云は、自然一得あらは拙意の面目。珍重ク」とあり、その裏に「寛政八丙辰歳／初秋吉祥日田満井座／竹田金春八左衛門／秦宿禰安住忘（花押）」の奥書がある。天明から寛政年間にわたる芸事に関する備忘録として書写されたもの。

▽12—23 一道之聞書 一冊

寸法、一七・三×一二・五糎。紙数、二十七丁。一面行数、十六行。外題、表紙の左に「一道之聞書」と墨書。奥書「右一冊者、大藏庄左衛門殿所持也。借用いたし要文斗書拔。本書ハ美濃紙本也。本主不知、追而考べし。寛政元年丙卯月吉日／秦安住」。奥書の後に「寛政十年五月／追加、本紙ハ茶表紙美濃紙トヂ本也。安住考、大藏庄左衛門経春留書か。手跡能く似タリ。尤、先祖ノ年号モ有。古書をも書集タルナラン。亦ハ当庄左衛門経典ノ兄（部屋住）ニ而も有ヤラン」と書かれる。寛政元年に大藏庄左衛門家の書物より抜書したもので、大藏家の系譜に関する記事と、芸事に関する記事がある。

▽12—24 歌舞名数 一冊

寸法、一二・九×一七・二糎。紙数、一〇丁（墨付き五丁）。外題、表紙中央に「歌舞名数」と墨書。内題、「五音三曲集」。一面行数、二〇行。「五音三曲集」を不完全ながら転写したもの。

▽12—25 差異之分別 一冊

寸法、一二・二×一八・〇糶。紙数、一二丁（墨付き六丁）。一面行数、二十三行。外題、表中央に「差異之分別／文政三辰年与風存寄／識之／秦（花押）」と墨書。内題なし。能の型や文句についての疑義、諸流間の異同についての疑問をまとめたもの。△印を打ち一つ書きの体裁で記される。見返しに次の「凡例」あり。

総而、歌舞共に、昔より仕癖タル事も、又は其文句に、不当ナル仕形、体用之間違等、有之事勿論ナレト、古言ニも、五十年來間違來り。夫ニ而、用弁濟タル事ハ、容事ニ愚慮を以、改易セザル事ナリ。行燈・桃燈之類字儀ニアワズ、又、古字本字ノセンサク、却而、及事ニ間違出來スル事アリ。況歌舞之道ハ、私解ノ人之見聞に順フ事専用也。既ニ普觀院觀世大夫左近事、歌舞改正ト号ノ、夫是理屈ノ謠本迄開版ス。終ニ上下不用ノ、後古ノ開版之本至今ニ反古ト成ル。可慎事也。然レ共、其趣意ニ齟齬スルト、仕癖タル不相応ハ、可心得置事也。与風思ひ寄り、閑暇に志之畢。

これによると、歌舞（能）の型や文句は古来より間違があるものの、無闇に直してはいけないことを述べるが、傍線で示したように、観世左近（元章）が歌舞を改正して謠本まで開版したが、皆がこれを用いなかったために反古となつてしまった、いわゆる明和改正謠本のことを例に引いているのは、当時の能界状況を知る上で興味深い。所収する曲目は、高砂・弓八幡・淡路・老松・白楽天・富士山・室君・金札・難波・狸々・西王母・呉服・田村・八嶋・智章・忠度・清経・芭蕉・楊貴妃・江口・采女・松風・葛城・三輪・野宮・紅葉狩・千手・二人静・弓八幡・百万・大会・兼平・野宮・加茂の三十四曲である。

▽12—26 要用拔書 一冊

寸法、一二・五×一七・三糶。七十八丁（墨付き七丁）。一面行数、十六〜二十行。外題、表紙中央に「要用拔キ

書」と墨書。内題、扉中央「系譜」とあり、左下隅に「御勘定／川勝来太郎」と墨書される。「要用拔書」とあるが、「寛政十二中年川勝来太郎（花押）」の署名を持つ川勝家系譜を写しただけで以下は空白のままである。おそらくは他の記事も書き付ける予定であったのだろう。この系図の書写については享和二年に金春宗家が川勝家より養子を迎えたことと関係するが、それについては章をあらためて詳述したい。

▽12—27 真徳鏡拔書 一冊

寸法、一・二・一×一七・四糶。紙数、四十六丁。一面の行数、十六行。外題、表紙に少し余白をもうけ「真徳鏡拔書」と墨書。「真徳鏡」には「シントクケイ」と振り仮名が施される。この題に続けて次の序文を表裏にわたって記す。

大藏庄左衛門方、所持書物之題号也。六七冊物也。誰人之述著哉不相知。所々書拔、亦々時節を得而、全ク書抜可申存。此書ハ、近頃之大藏大夫述著ニモヤ。本影驚見ノ内、大キニ用捨有ベシ。只々骨折相集申を賞美ノ書拔置。至而結構ニ仕立候卷物三卷カ有リ。今写ス所ノ本ハ、其卷物ノ種本成ベシ。手跡もつたなし。大藏大夫自筆と見ゆる卷物ハ、袖ヶ崎大守時節之御仕立と考。手跡万事急度致候仕立也。か様之書も見て置へきもの也。用捨ハ容易ニすへきものにあらず。正ハ正を以し、邪ハ邪を以分明すへし。

末尾に「寛政十戊午年五月是迄書拔／四五冊目也」の奥書あり。すなわち、寛政十年五月に大藏庄左衛門所持の「真徳鏡」から抜き書きしたものの。六・七冊ある内の四・五冊目までを抜き書きしたとあるが、能楽研究所鴻山文庫、早稲田大学演劇博物館安田文庫に存する五冊本から、本来は六冊本であったことが考察されており（『鴻山文庫能楽資料解題（中）』法政大学能楽研究所、平成十年）、安住が披見したのはその完本であったと思われる。袖ヶ浦太守（伊達家歴代か）が卷物三巻に仕立てた大藏大夫自筆本は、六冊本から抄出して三巻に調整したものであ

ることなどが知られる。

▽12—28 山川半之丞留書の抜書 一冊

寸法、一二・二×一七・四糶。紙数、十四丁（墨付き九丁）。一面行数、十六〜十九行。外題、表紙左に「山川半之丞留書の抜写／半之丞自己ノ書入も有之也／本紙ハ薄やう小紋紙表紙／厚キ小本也」と墨書。一つ書きの体裁で、申楽縁起や芸道上のことを記す。山川半之丞については未詳。末の一丁半は春藤家の「うたひの辞」が記される。

▽12—29 竹田権兵衛への質問と返答書留 一冊

寸法、一四・一×二〇・九糶。紙数、十四丁（墨付き十三丁）。一面、十八〜三十行。表紙なし。従って外題なし。内題もなし。冒頭に次の序が記される。

寛政五丑七月十日、竹田権兵衛殿へ半次郎申候ハ、拙者義、追々八郎様^カを伝授事、大方ニ御伝受^{（被カ）}候下候。然共、色々不審も有之。且ハ覚違ひ等も可有之。当年御下向之上、相伺可申存候得共、病氣にて御下りも無御座、當時、式太郎様修行中ニ有之上ハ、御伺申候も、却而遠慮も有之。然共、当時屋敷表、前々^カ之事共も御存追々息翁様時分、御両子^カを引続、御部屋様ニハ習事迄も、大方ニ御存候上ハ、不都合相違之事、相勤候而ハ、追而之御正等御座候節之当惑ニ候へハ、奉貴公御下向之上ハ、追々不審候事共、御尋申度段申入候処、竹田氏返答ニ、随分相覚候。跡ハ御答可申、自是も御尋可申。無御遠慮可被仰聞。尚又、息翁様御両子へも、御習申候留等も懸御目可申。兄代^カ之趣をも、御咄可申との事也。則今日咄如左。答ハ半次郎尋之答也。か様なきハ咄也。安住が三十三歳の時、寛政五年七月十日より十月廿七日の間、竹田権兵衛（安顕）への芸道上の問い合わせとその返答を問答体で記録したもので、専ら演出の細部に関することが記される。

▽12—30 雑事聞書 二冊

寸法、A・Bともに一二・五×一七・〇糎。紙数、A一二〇丁、B四〇丁。外題、A本は表紙中央に「享和元年辛酉ヨリ／雑事聞書」と墨書。内題はなし。一面行数、二十行。B本は、表紙なし。外題・内題ともなし。一面行数、二十五行。A本はかなり分厚で、別の一冊B本を追加。種々の書付を綴じ合わせたもの。したがって行数や一行あたりの字詰めは一定ではない。享和元年より文化十四年にわたる期間の他書からの抜き書きや、他人の談話を筆録したもの。

能とは関係のない記事が大半で、A本は一つ書きで、茶道に関することや有職故実についての記事が多い。曲亭馬琴が諸事を考証した文化八年刊の随筆『燕石雜志』、新井白石の文字研究書である宝曆十年刊の『同文通考』、説話集である『童蒙古事談』、安永九年刊の禁厭呪術まじない法『妙術博物筌』などから抜き書きされるが、竹田家所蔵の写本「調度并装束事」(応永九年入道宗議(本奥書)、永禄十二年藤原□基(書写奥書)や「楽人久保丹後守へ尋」の抜き書きも見られる。B本の後半は『非新野問答全』からの写しである。『非新野問答』は『黄門白石問答』とも称し、新井白石の質問に公家や国学者の野宮定基が答えた問答で、上巻は官職や荘園制などについての質問および装束の故実、下巻はもっぱら装束の故実を記しており、全体に装束書的な性格が強い書物からの抜き書きである。

以上であるが、これらの般若窟蔵本の他にも、能楽研究所には「呪師走りの翁の古事」と題される安住筆の一書がある。これは、文化十五年(一八一八)四月に奈良から江戸に出府した金春安住が、中山道野尻から須原への道すがら、「呪師走りの翁」のことを思い出して書き留めたもので、文政元年六月十五日の筆である。寛政九、十年頃に見物した奈良坂村での翁舞の様子や、宝生座年預小倉長左衛門と大夫との対立、「翁」を呪師走りと呼ぶ謂われについ

ての見解などを記している。

また、金春宗家にも安住筆の資料が多く所蔵されており、宮本圭造氏（研究十二月往来「明和九年の観世元章上京を廻る新資料」『鏡仙』六三八、平成二十六年七月）が、その一つである『公儀・諸向 古キ書附写集』を紹介している。これは、公儀向・諸大名家の御用に關する由緒書や諸家の文書を書き留めたものとのことである。金春家の安住筆文書の内容が公開されたら、より安住を取り巻く能界や文化環境が明らかになるう。

以上は、現存する文書類であるが、『安住行状之大概』には次のような文書名が見られる。

家業関係……かざし文句・流儀と能名寄四冊・御大夫凡例集録・江戸山王宮法楽能之旧記・舞台切幕古今之差別・

流外囃子仕舞付二十三番・習事相手組書上・年預関係書付・勸進能先例・勸進能ニツキ諸侯より音物書留・興行願届等一件・文政六年仙洞御能一件・文政八年五月御城御奥御慰御能囃子・御紋付能装束等之心得

尾張家関係……尾張様大夫役の訳合・尾張家之御用留・尾張家由緒之訳合

由緒系譜関係……先祖共由緒書・笹井覚次郎方御役者家並之由緒・藤堂家扶持米・嶋屋家譜由緒

支配関係……中ノ川村支配一件

安住は、これらの資料と接していたことはもちろん、書写に及んでいたことも考えられよう。

安住の研究熱心な姿勢（考証癖）や博覧強記の資質については、安住自身が『安住行状之大概』の安永七年六月二十六日条の中で次のように述べている。

下根之内にも、身相応にハ根氣もをのづから出来候哉、家業書物など、人之所持、又は、見聞之事共、節々、模写・聞書を常とし、打出シ書写仕がたきものハ、夜更人しづまりて、密々臨写したるも多し。今将、取出し見れば、十にして七八も、無益・杜撰之事なれど、三十歳未滿之頃迄も、か様心掛ケ候真加にて、自然と深秘之事も

会得、又、此一派之書物、涉漁せざるハなし。常、雜書披閱を好、此業に寄り候事ハ、譬、小説といへども書拔たり。是亦、案外的当する事、問々あり。朝に失して黜に求ると云古語、宜成哉。

右の記事から安住が家業に関する資料を涉獵していたことはもちろん、直接には家業に結びつかない書物から少しでも関係する事項を抜き書きしていた姿勢がうかがえよう。傍線部で示した家業関係の書物として現存するのは、12—23『一道の間書』、12—24『歌舞名数』、12—26『要用拔書』、12—27『真徳鏡拔書』、12—28『山川半之丞留書の拔書』がそれにあたり、金春流内を探し求めて書写した様子がうかがえる。また、12—30『雜事聞書』は、書名が示すように家業には直接関わらない種々の書物からの拔書であり、曲亭馬琴の随筆『燕石雜志』、新井白石の『同文通考』、説話集である『童蒙古事談』、安永九年刊の禁厭呪術まじない法『妙術博物筌』、新井白石の質問に公家で国学者の野宮定基が答えた『非新野問答全』などから書き抜きされており、安住の広範な書写活動が推察されるのである。

五、享和二年、金春宗家が川勝家より養子を迎える一件

12—26『要用拔書』は、書名に「要用拔書」とあるものの、「寛政十二申年 川勝来太郎（花押）」の署名を持つ川勝家系譜を写しただけのものである。安住は川勝家より養子、為三郎を迎えているので、それと関連する文書かと思ったがそうではなかった。この系図が写された理由は、系図の後に添えられた次の記事から知ることができる。

右は、美濃紙式つ折、綴目紙ニテ張り認め有之也。来太郎殿見せられ候を、安住写置也。此度、川勝氏ヨリ、養子人乞請候節、先代十次郎儀ハ、弥三郎殿嫡子御座候所、家元之事故申請候様ニ、古キ弟子とも覚へ居候様申聞候付、此度も、何卒惣領新十郎殿を申請度候。尤、御次男ヲ不足ニ存候事ニハ無御座、拙者（安住）儀病身と申、久敷後見致候義、甚無心元、且ハ少シも早安心申度、傍先規之儀も御座候間、何分御嫡子申請度と申入候所、来

太郎殿返答ニ、何様御尤之儀、且十次郎儀、嫡子と被存候も、委細御存無之上ハ御尤ニ存候が、全十次郎儀ハ惣領ニハ無之、次男ニ而御座候。勿論御本家之儀、彼是可申事ニハ無御座候。且其元様御病身旁、少シも年増之者を以、はやく御安心被成度、是又無余儀御儀ニハ候へ共、か様ニ別家相立居候へハ、此一統之式法も御座候テ、何分嫡子ヲ他ニ差出事ハ甚六ヶ敷、尤、本家相統と申儀ハ、格別之沢合ニは御座候へ共、末子共も御座候上ハ、却而他聞且同役共へも申取かたく、其上先規も則次男を差遣候義、旁以甚当惑申候。弥三郎惣領長三郎と申者御座候故、次男十次郎差遣候後、右長三郎死去仕候ゆへ、三男多四郎相統仕候義ニ御座候。相違無之段、御承知被下候へとて、系図見せられ候を、干爰写置也。尤発端ハ觀世太夫織部事、来太郎殿従弟と申、左右方親類之事故、相頼申誤、万端首尾ノ後、右系図持參被申、偽言無之段猶以断、其御暫借り置写取者也。

享和二戌年冬十月

つまり、享和二年八月に金春大夫安親が亡くなり、分家の川勝家より次男の八十吉（七郎元昭）を宗家の養子に迎えることになった経緯と、書写した系図が川勝家の次男である八十吉が養子として宗家に入ることの正当性を証明することが記されているのである。この記事によると、安住は当初、川勝家の長男である新十郎を養子にと望んだようである。それは、かつて来太郎の祖父川勝弥三郎の長男である十次郎（後の信尹）を宗家の養子に迎えた先例があり、今回も後見役となる安住が病気がちなこともあって、是非とも年嵩の長男をと養子に望んだようである。しかし、来太郎より、先例とする十次郎が実は次男であり、長男の長三郎が早世したので三男の多四郎が家督を継いだという言い分がなされ、その証拠として川勝家の系図を来太郎の従兄弟にあたる觀世織部が持参したことが述べられる。結局、次男の八十吉を養子にとることとなったが、その経緯がつぶさに記されているのである。

金春家がこの八十吉を養子に迎えるに至った顛末は、『安住行状之大概』の享和二年八月から十月にかけても記さ

れており、川勝家の系図が重要な役割をなしたことがわかる。八月廿七日の条から関係する部分をあげよう。

昨日、則、織部を以、御内慮相窺候処、先以、御承知被下、忝、致安堵候旨申述ル。委細昨日被入御念、被仰下候趣、逐一致承知、御心配之程御察申候也。且亦、嫡子之儀は、何分昨日織部迄申述候次第、御用捨被下候へ、乍去、御本家之儀、勝手ケ間敷御断申二ハ無之、即、十次郎遣し候節も、か様ニ御座候と、書上・系図出シ見せらる。尤無相違義也。彼是挨拶之内、子供衆及見候所、八十吉殿、寅年ニ当年九歳之由、随分生立宜敷相見請候故、我等返答ニ、其儀は昨日織部江御噂ニて、初而、去来居士ハ弥三郎殿之次男之訳合も承知仕候上、御系図迄拝見仕候儀、毛頭疑念可致事ハ無御座、自元、皆様へ今日始而御面会申儀なれば、誰レ彼レと相撰ミ、御所望可申筋ニも無元、此度本家方之不幸ニ付而は、拙者一身ニ引掛り、辞退可致道無之上は、養子之人、十八歳迄は、拙者後見ニ而、御用万端相勤可申旨を以、任先規、奉願候事ニ候得ば、何とぞ一歳も年増之方申請、家業取立、御用立た、せ申度、拙者病身と申、早、知命ニも近付候義、其身分之程無覚束存じ、且は、去来居士をも御嫡子とのみ存じ違ひ罷在候、旁ニ而、今更失本意候、及御所望候。何が扱、撰り好み可申儀ニ而は無御座候間、弥、御次男八十吉殿、今日唯今申請度候と申入レ候所、両親衆も大悦之旨ニ而、御座ニ熟談ス。

右の傍線部にあるように、書上・系図によって去来居士、すなわち十次郎は弥三郎氏陸の次男であることが認められたのである。このことを「要用拔書」の系図中に確認すると、川勝長三郎の項に次のように記される。

氏陸惣領 川勝長三郎氏之^{ウツチカ}

右長三郎儀、元文三午年十月十六日ニ拾四歳ニ而病死仕候処、次男十次郎儀者金春八郎方江養子罷越候ニ付、三男多四郎儀惣領奉願候處、元文四未年三月廿六日願之通、被仰付候。

これにより、長男の長三郎氏之が二十四歳で病死した際に次男の十次郎が金春家の養子となっていたため三男の多

四郎が川勝家を相続したことが明記され、これが根拠となって、川勝家次男八十吉の養子縁組が決まったのである。『安住行状之大概』の記事に、『要用拔書』の系図と添書を重ねることにより、この一件が具体的にわかるのである。『要用拔書』が『安住行状之大概』の原資料としての価値を持っていることを理解できよう。

六、家を継ぐ者達への遺言

以上、金春八左衛門安住の書写活動を見てきた。安住は金春家の本家・庶家歴代の中でも一際目立つ筆まめであった。それは、知的好奇心にあふれる安住自身の天性の資質もあろうが、元來は金春家に無縁の者が、金春大夫甥と申し立てて尾張家御抱役者となり、ついで分家である八左衛門家を継いだとき、周囲には頼るべき人はなく、安住自身が大黒柱的存在にならざるを得なかったことの自覚と責任感・義務感からなされた當為である。とくに享和二年以降、大夫元昭の後見として家伝の一切を管理したことが、生來の研究心を決定的に刺激したのであることは想像に難くない。

こうして書写された安住筆の多くの文書は、家と流儀が永久に安泰であることを願う、子孫への遺言であるとも言えよう。その姿勢は『私記』の扉裏に書かれた「子孫の心得の端ともなさんと、草書やら忘却の備へやらに、時々書染メ置也」という言葉がよく示しているのである。